

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づ
く開示事項)

2025 年 6 月 11 日

株式会社 GENDA

2025 年 6 月 11 日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚

当社及び株式会社レモネード・レモニカ（以下「レモネード・レモニカ」といいます。）は、2025 年 6 月 11 日付で株式交換契約書（以下「本契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、レモネード・レモニカを株式交換完全子会社、効力発生日を 2025 年 7 月 3 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時におけるレモネード・レモニカの株主（但し、当社を除きます。）に対し、その保有するレモネード・レモニカの普通株式の総数に、株式交換比率（株式交換比率とは、926,000 円を当社の普通株式 1 株当たりの時価（東京証券取引所グロース市場における本契約の締結日の直前の取引日における当社の普通株式 1 株当たりの終値（当該直前の取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直近の取引日（本契約の締結日前のものに限ります。）におけるかかる終値）で除して得られた数値をいいます。かかる除算においては、その小数第 1 位を四捨五入するものとします。）を乗じて得られた数の当社の普通株式を交付します。当社及びレモネード・レモニカは、諸般の事情を総合的に考慮し、協議・検討を行った結果、上記の事項について合意しており、当社は、当該事項は相当なものであると判断しております。

また、本株式交換に伴い増加する当社の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、当社が適当に定めることとしております。当社は、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするとの観点から、会社計算規則及び公正な会計基準に従って定める方針であり、当社及びレモネード・レモニカは上記の事項は相当であるものとして合意しました。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

- (1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

- (1) 当社は、2025 年 3 月 3 日付で、株式会社 SMART EXCHANGE（旧商号：株式会社アクトプロ）の発行済株式の全部を、株式交換により取得しました。

- (2) 当社は、2025 年 5 月 29 日を受渡期日として、海外募集による新株発行を行いました。払込金額の総額は 18,452,000,000 円、募集株式の種類及び数は当社普通株式 20,000,000 株となります。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1（株式交換契約書）

（添付のとおり）

株式交換契約書

株式会社 GENDA（以下「甲」という。）及び株式会社レモネード・レモニカ（以下「乙」という。）は、2025 年 6 月 11 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社 GENDA
（住所）東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社レモネード・レモニカ
（住所）石川県金沢市森山一丁目 2 番 23 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の総数に 1,030 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 1,030 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が別途適当に定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 7 月 3 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（本契約の承認決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求めるものとする。

第 7 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本契約において別途定める場合を除き、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 8 条（本株式交換の条件等の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本契約について第 6 条第 1 項但書に定める甲の株主総会若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会による承認が得られなかったとき、本株式交換に関して法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 10 条（本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

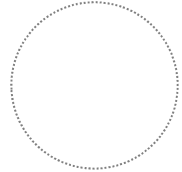
1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

（以下余白）

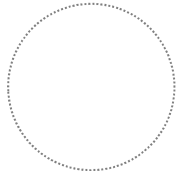
本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。なお、本契約を電子契約により締結する場合には、契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、署名欄に各当事者がそれぞれ電子署名又はこれに代わる電磁的処理を施すものとする。この場合には、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025年6月11日

甲：東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社 GENDA
代表取締役社長 CEO 片岡 尚



乙：石川県金沢市森山一丁目2番23号
株式会社レモネード・レモニカ
代表取締役社長 長江 国輝



別紙 2（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

事 業 報 告
(令和6年2月1日から
令和7年1月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安効果に伴うインバウンド需要の増加や、賃上げの浸透等によって個人消費の持ち直しも見られ、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、物価高への継続した懸念に加え、地政学リスクや世界経済の減速懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか当社は、新規店舗の開発と商品単価の見直しを行い、店舗数の増加と既存店舗の売上増加を実現しました。

当事業年度につきましては、8店舗の開店、5店舗の閉店により、当事業年度末の店舗数は56店舗となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は505,963千円、営業利益は115,729千円、経常利益は127,433千円、当期純利益は89,441千円となりました。

② 設備投資の状況

(ア) 当事業年度中に完成した主要設備

直営店舗 営業店舗の新設

(イ) 当事業年度において継続中の主要設備の新設等

松島工場 製造設備の新設

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (令和4年5月期)	第6期 (令和5年5月期)	第7期 (令和6年1月期)	第8期 (当事業年度) (令和7年1月期)
売上高 (千円)	571,875	567,808	288,155	505,963
経常利益 (千円)	144,483	182,036	103,502	127,433
当期純利益 (千円)	93,005	121,373	73,064	89,441
1株当たり当期純利益 (円)	93,005.51	121,373.99	73,064.40	89,441.39
総資産 (千円)	275,975	425,068	429,053	514,208
純資産 (千円)	119,422	240,796	313,861	403,302
1株当たり純資産 (円)	119,422.98	240,796.97	313,861.37	403,302.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第7期は、決算期変更に伴い、令和5年6月1日から令和6年1月31日までの8ヶ月変則決算となっております。

(3) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株 式 会 社 G E N D A	7,436,024千円	66.0%	取締役の受入

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
LEMONADE LEMONICA U K L I M I T E D	100 ポンド	100.0%	英国における「LEMONADE By LEMONICA」の展開

(4) 対処すべき課題

① 事業基盤の強化

当社は既存事業の売上増と業務効率化による利益増を目指し、安定した営業キャッシュフローの確保による財務体質の更なる強化を図ってまいります。

② 多様性を重視した人材採用・開発

当社は、長期的な企業価値の向上の原動力として、人事戦略を重要な経営課題と認識しております。今後の事業拡大に向けて、優秀な人材の採用及び能力開発を推進してまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社の会社規模に準じたコンプライアンス体制の充実、予算統制を含めた経営管理体制の強化並びに内部牽制が有効に働く組織づくりに注力して参ります。

当社は、上記の重点課題の解決に積極的に取り組み、企業価値の更なる向上並びに持続的成長を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（令和7年1月31日現在）

レモネードの製造・販売、フランチャイズ本部の運営

(6) 主要な営業所（令和7年1月31日現在）

本	社	石川県金沢市森山一丁目2番23号
---	---	------------------

(7) 使用人の状況（令和7年1月31日現在）

使用人数	前期末比増減
8名	+4名

（注）使用人数は就業人員であり、当社外への出向者及び臨時従業員は含めておりません。
上記のほか、臨時従業員33名がおります。

(8) 主要な借入先の状況（令和7年1月31日現在）

借入先	借入額
日本政策金融公庫	40,340千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（令和7年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,000株
- (3) 株主数 3名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 G E N D A	660株	66.0%
河村 征 治	335株	33.5%
田 中 将 渡	5株	0.5%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

特記すべき事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

特記すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員の状況

取締役及び監査役の状況（令和7年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	長 江 国 輝	株式会社GENDA 執行役員
取 締 役	河 村 征 治	海外事業本部 本部長
取 締 役	田 中 将 渡	営業本部 本部長
取 締 役	光 岡 竜	株式会社GENDA GiGO Entertainment 執行役員
監 査 役	河 田 厚 司	ギャガ株式会社 取締役

（注）監査役河田厚司氏は、社外監査役であります。

（注）本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

決 算 報 告 書

(第 8 期)

自 令和 6 年 2 月 1 日
至 令和 7 年 1 月 31 日

株式会社 レモネード・レモニカ

石 川 県 金 沢 市 森 山
一 丁 目 2 番 2 3 号

貸借対照表

株式会社 レモネード・レモニカ

令和 7年 1月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 215,652,902】	【流 動 負 債】	【 45,928,275】
現金 及 び 預 金	113,247,948	買 掛 金	8,104,885
売 掛 金	34,565,516	短 期 借 入 金	5,040,000
商 品	10,555,142	未 払 金	13,542,947
製 品	5,803,984	未払法人税及住民税	17,951,500
原 材 料	5,575,037	前 受 金	286,880
貯 蔵 品	4,553,880	預 り 金	1,002,063
短 期 貸 付 金	11,855,815	【固 定 負 債】	【 64,977,050】
仮 払 金	18,775,200	長 期 借 入 金	35,300,000
前 払 費 用	1,955,090	預 り 保 証 金	29,677,050
未 収 入 金	8,765,290	負 債 合 計	110,905,325
【固 定 資 産】	【 296,750,332】		
(有 形 固 定 資 産)	(108,024,733)		
建 物	15,325,508	純 資 産 の 部	
建 物 附 属 設 備	11,888,786	【株 主 資 本】	【 403,302,773】
機 械 装 置	46,165,344	資 本 金	3,000,000
什 器 備 品	2,596,155	(利 益 剰 余 金)	(400,302,773)
建 設 仮 勘 定	32,048,940	そ の 他 利 益 剰 余 金	400,302,773
(無 形 固 定 資 産)	(22,380,014)	繰 越 利 益 剰 余 金	400,302,773
ソ フ ト ウ ェ ア	4,982,734		
営 業 権	16,480,000		
その他無形固定資産	917,280		
(投資その他の資産)	(166,345,585)		
保 証 金	500,000		
敷 金	8,154,525		
保 険 積 立 金	6,600,000		
関 係 会 社 株 式	136,278,547		
長 期 前 払 費 用	14,812,513		
【繰 延 資 産】	【 1,804,864】		
繰 延 資 産	1,804,864	純 資 産 合 計	403,302,773
資 産 合 計	514,208,098	負 債 ・ 純 資 産 合 計	514,208,098

損益計算書

株式会社 レモネード・レモニカ

自 令和 6年 2月 1日

至 令和 7年 1月31日

単位：円

科 目		金 額	
【売 上 高】			
売 上 高			505,963,207
【売 上 原 価】			
期 首 棚 卸 高		4,338,650	
食 材 仕 入		1,842,179	
包 材 仕 入		27,382,245	
物 品 仕 入		62,960,781	
店 舗 給 与 手 当		20,401,187	
店 舗 法 定 福 利 費		192,146	
店 舗 福 利 厚 生 費		29,912	
店 舗 旅 費 交 通 費		1,974,519	
店 舗 広 告 宣 伝 費		1,152,857	
店 舗 消 耗 品 費 費		1,368,059	
店 舗 租 税 公 課		4,000	
店 舗 運 賃		103,330	
店 舗 支 払 手 数 料		4,800	
店 舗 通 信 費		267,975	
店 舗 減 価 償 却		928,966	
店 舗 賃 借 料		89,900	
店 舗 支 払 保 険 料		68,230	
店 舗 修 繕 費		153,300	
店 舗 テ ナ ン ト 費		10,731,195	
店 舗 雑 費		126,550	
当 期 製 品 製 造 原 価		96,214,538	
* * 合 計 * *		230,335,319	
期 末 棚 卸 高		△6,924,103	223,411,216
	売 上 総 利 益 金 額		282,551,991
【販 売 費 及 び 一 般 管 理 費】			166,822,112
	営 業 利 益 金 額		115,729,879
【営 業 外 収 益】			
受 取 利 息		89,215	
受 取 地 代 家 賃		3,000,000	
雑 収 入		8,821,701	11,910,916
【営 業 外 費 用】			
支 払 利 息 ・ 割 引 料		175,487	
雑 損 失		31,563	207,050
	経 常 利 益 金 額		127,433,745
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		127,433,745
	法 人 税 及 び 住 民 税 等		37,992,346
	当 期 純 利 益 金 額		89,441,399

販売費及び一般管理費

株式会社 レモネード・レモニカ

自 令和 6年 2月 1日

至 令和 7年 1月31日

単位：円

科 目		金 額	
役 員 報 酬		24,000,000	
給 与 手 当		8,908,720	
法 定 福 利 費		7,302,856	
福 利 厚 生 費		16,404	
旅 費 交 通 費		9,584,968	
通 信 費		5,699,705	
接 待 交 際 費		76,711	
会 議 費		90,536	
減 価 償 却 費		17,227,192	
賃 借 料		987,345	
地 代 家 賃		3,239,906	
支 払 保 険 料		245,510	
修 繕 費		228,200	
消 耗 品 費		2,433,211	
租 税 公 課		142,550	
運 賃		3,746,281	
容 器 包 装 費		19,860	
広 告 宣 伝 費		1,861,051	
支 払 手 数 料		28,591,311	
販 売 促 進 費		11,196,291	
業 務 委 託 料		32,453,529	
研 究 開 発 費		127,199	
テ ナ ン ト 経 費		217,190	
営 業 権 償 却		6,000,000	
雑 費		2,425,586	
	合 計		166,822,112

製造原価報告書

株式会社 レモネード・レモニカ

自 令和 6年 2月 1日

至 令和 7年 1月31日

単位：円

科 目		金 額	
【材 料 費】			
期 首 材 料 棚 卸 高		3, 616, 209	
原 材 料 仕 入 高		50, 831, 335	
包 材 仕 入 高		13, 555, 377	
＊ ＊ 小 計 ＊ ＊		68, 002, 921	
期 末 材 料 棚 卸 高		△5, 575, 037	62, 427, 884
【労 務 費】			
賃 金		14, 889, 767	
派 遣 社 員 給 与		61, 200	
法 定 福 利 費		373, 215	
福 利 厚 生 費		27, 930	15, 352, 112
【外 注 加 工 費】			
業 務 委 託 費			1, 124, 000
【経 費】			
旅 費 交 通 費		324, 860	
通 信 費		48, 676	
賃 借 料		15, 500	
地 代 家 賃		8, 321, 412	
支 払 保 険 料		50, 300	
修 繕 費		1, 105, 943	
水 道 光 熱 費		5, 808, 484	
消 耗 品 費		926, 461	
燃 料 費		229, 400	
衛 生 費		433, 487	
雑 費		46, 019	17, 310, 542
当期製品製造原価			96, 214, 538

株主資本等変動計算書

株式会社 レモネード・レモニカ

自 令和 6年 2月 1日
至 令和 7年 1月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000,000	310,861,374	310,861,374	313,861,374	313,861,374
当期変動額					
当期純利益		89,441,399	89,441,399	89,441,399	89,441,399
当期変動額合計	-	89,441,399	89,441,399	89,441,399	89,441,399
当期末残高	3,000,000	400,302,773	400,302,773	403,302,773	403,302,773

個別注記表

株式会社 レモネード・レモニカ

自 令和 6年 2月 1日

至 令和 7年 1月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの …… 短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得したものではなく、著しい弊害はないため原価法

イ 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しています。ただし、期間損益の計算上著しい弊害がない場合は、最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	1,000株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	1,000株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	

自己株式の種類及び株式数に関する事項

前期末株式数	0株
当期増加株式数	
当期減少株式数	
当期末株式数	0株

監 査 報 告 書

令和6年2月1日から令和7年1月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私は取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年4月21日

株式会社レモネード・レモニカ

監査役 河田 厚司

